

平成24年度事業計画

基本方針

早いもので、あの東日本大震災から一年がたちました。亡くなった人約15800人、いまだに行方がわからない人約3100人、避難した人約343900人と、あらためて災害の大きさに驚かされます。また、人的被害だけでなく物的被害も凄まじく、戦後の焼け野原を思わせるような光景が、いまだに残り、福島原発の問題も、解決するにはかなりの時を要するようです。

日本経済も、相変わらず景気の先行きが見えない状況で、私たちの暮らし・生活にいろいろな影響を及ぼしています。超高齢社会での孤立死や老老介護、少子化がすすむなかでの育児放棄や児童虐待、貧困・病気・失業などを理由に自殺者が14年連続で3万人を超え、派遣やパートなど、雇用が不安定ななかで、生活保護受給者が200万人を突破し、高齢者をターゲットにした悪徳商法やおれおれ詐欺が流行るなど、以前は考えられなかった問題が噴出しています。

地域社会も時代とともに、少子化や核家族化がすすみ、それにプライバシーの問題も加わり、住民同士のつながりが希薄になっています。安心して暮らすことのできる「地域の絆」これが、これからの社会にとって一番大切だと思います。

社協では、地域福祉活動計画の中間点となる今年度、地域の礎となる「地域の絆」が、各地域に少しでも芽生えるよう、いきいきサロンをはじめ、住民の方と一体となり、地域福祉活動をすすめてまいります。

また、災害が多発するなか、ボランティアの存在が欠かせなくなっています。荒尾でもいろいろな団体がボランティア活動をおこなっています。今年度11月中旬、第6回火の国ボランティアフェスティバル荒玉（2市4町）が、玉名市をメイン会場に2日間にわたり開催されます。これは、県下のボランティアが一堂に会し、お互いに情報交換をし、交流を深め、切磋琢磨しあって、ボランティアの輪を広げていこうというものです。

訪問介護事業においては、利用者数が年々減少していくなか、住民への啓発を図り、さらなる利用者の確保に努めてまいります。

自立支援法の改正により、「ふれあい福祉センター」では児童デイサービスから児童発達支援事業などへの移行をスムーズに行ってまいります。

児童や高齢者、障害者の交流の場である「あおば」では、老人デイや介護予防などの充実をはかり、健康増進をはかっていきます。

「老人福祉センター」につきましては、施設老朽化のため昨年の7月以来、休館していましたが、潮湯を4月から再開することになりましたので、利用者に喜ばれる施設にしてまいります。

市民病院内売店では昨年より開店時間を30分早めるなど、お客様により利用しやすい売店を目指してまいります。

今年度も、各種事業をすすめながら「社協があってよかった」と言ってもらえるよう、職員一丸となり、地域福祉の向上につとめてまいります。

各事業の取組み

◆地域福祉サービス事業

(1) ささえあい活動推進地区

○サロン活動

- ・サロンの登録数を30ヶ所に増やします。
- ・現在、実施されている団体等より活動に取り組んでいただけそうな団体を紹介してもらい、登録数の増加を図ります。
- ・社協だよりやホームページにて、サロン活動の様子を頻繁に掲載し、多くの人の目に留まるようにして、サロン活動を啓発します。
- ・サロン、まちづくりの制度統合を図り、地域福祉への取り組みの効率化を図ります。また、制度統合に向けた規程の作成や助成金の在り方も見直します。

○見守り活動などの地域福祉活動

- ・サロン以外の見守りや買い物支援などを実施する団体を5ヶ所増やします。
- ・地域との信頼関係を築くための仕組みを作り、地域活動に対する共同募金助成を増やすことや印刷機の地域への開放などを実施して、社協と地域がつながるような仕組みを多く創り出します。それらを礎にして、ささえあい活動の実施数を増やします。
- ・活発な活動をされる区から活動に取り組んでいただけそうな区を紹介していただき、実施数を増加させます。

○福祉委員

- ・地域の見守り活動を強化。民生委員、区長、シルバーヘルパー等との連携を今以上に強化します。
- ・民間業者とも連携を図り、ネットワークをさらに強固なものにします。
- ・地域ささえあい活動のキーパーソンとなれるよう、研修会などを開催し、資質の向上を図ります。

○広報活動

- ・ホームページの開設により、今後はより多くの方に閲覧されるよう充実を図ります。
- ・社協だより、パンフレット・チラシ等を作成し地域福祉に関する情報の提供を行います。

(2) ボランティア活動の振興

○ボランティアセンターの運営

- ・ボランティアセンターとしての機能を強化するため、ボランティアの需給調整に力を入れます。個人や団体の発掘、登録を進めます。
- ・情報誌やホームページを活用した、ボランティアの需給調整を取り入れ、効率化を図ります。
- ・ボランティア連絡協議会の機能を強化、社協と連携してイベント等を開催し、ボランティアの啓発活動を行います。
- ・登録団体の助成金だけにとどまらない、ノウハウやアドバイスといった内面的な支援や新規会員獲得のための支援をボランティア連絡協議会を通じて行っていきます。

○ボランティア協力校

- ・ボランティア協力校に気軽に取り組んでいただけるよう、学校に対する取り組みへのアドバイスを行い、4校の指定を目指します。
- ・学校と地域をつなぐ役割を社協が担い、地域と学校が協働で行う事業の普及に取り組めます。

○防災ボランティアの育成

- ・災害時にスムーズな活動ができるよう、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を研究し、次年度以降の実施を目指します。
- ・地域の自主防災組織と見守り活動をつなぎ、災害時にスムーズに活躍できる体制を整えるとともに、活動に取り組む区に対し、研修を実施します。

◆総合生活支援サービス

○地域福祉権利擁護事業

- ・県社協の地域福祉支援体制強化事業を受け、専任の職員を配置し、事業の普及啓発、生活支援員の確保、支援等を行います。
- ・法人後見の研究も併せて行っていきます。

○福祉資金の貸付

- ・生活をつないでいくため、一時的な生活費の貸付を行っていますが、これまで以上に、市保護係との連携を深め、貸付けを行うまでの事務のスリム化を図ります。

○生活福祉資金の貸付

- ・ 県社協からの受託事業として貸付けを行っています。
- ・ 荒尾競馬場の廃止により、今後失業者等からの相談が急増すると予想されますが、相談窓口の周知を図り、相談から決定までの事務を懇切丁寧に実施致します。

○心配ごと相談事業

- ・ 新年度からは、毎月第4水曜日を相談日とし、司法書士を相談員とします。
- ・ 社協自体の相談機能や民生委員、福祉委員等と心配ごと相談を有機的に結びつけて課題・問題の解決を図ります。
- ・ 回覧板での周知、区長や行政協力員も無料で相談できることをPRします。

○高齢者、障がい者訪問理美容サービス事業

- ・ サロンや地域ささえあい活動と連携を図り、地域の公民館などでサービスを提供することができるよう社協でコーディネートします。

○福祉機器等の貸与事業

- ・ ギャッジベッド、車椅子などの福祉機器を貸与します。
- ・ 各事業所のケアマネージャーや病院のソーシャルワーカーに周知を徹底します。
- ・ 大鍋や炊飯器等を地域の行事などに貸出し致します。

○福祉給食事業

- ・ 安否確認や緊急連絡、福祉情報の提供等、社協ならではのサービスを充実します。
- ・ 安心・安全メニューの提供、利用者アンケートの実施に取り組みます。
- ・ 配食ボランティアの確保に努めていきます。

◆在宅生活支援サービス

(1) ヘルパーステーション

○居宅介護支援事業（介護保険事業）

- ・ 地域の民生委員、福祉委員等との連携を強化し、今まで以上に地域に根ざしたサービスを提供いたします。
- ・ 各種研修会や勉強会に積極的に参加し、専門知識、技術の習得を図ります。

○介護保険事業（訪問介護、訪問入浴介護）

○障害者自立支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、
移動入浴）

○介護保険対象外事業（ホームヘルプサービス事業）

- ・地域の民生委員、福祉委員、近隣住民などとの連携を強化し、今まで以上に地域に根ざしたサービスを提供いたします。
- ・広報紙「さわやか」を定期的に発行し、サービス内容を広く市民にお伝えします。
- ・生活援助マニュアルを整備し、サービスの標準化を図ります。
- ・利用者主体の視点に立って、他の介護事業所との連携を強化いたします。
- ・各種研修会や勉強会に積極的に参加し、専門知識、技術の習得を図ります。

○地域介護予防支援事業（※新規事業）

- ・介護を予防するために、65歳以上の方々が行う健康チェック、体操、趣味活動レクリエーション、認知症サポーター養成の研修会活動、各種健診を受診するなどの健康増進活動を支援するためのコーディネーターを派遣します。

（2）交流拠点あおば

○老人デイサービス事業

- ・パンフレットを作成し、地域やサロン等で配布し、施設やサービスの内容、見学や体験利用等の周知を図ります。
- ・現在のマニュアルが適切かどうか、見やすさ、使いやすさを含めスタッフの意識及びサービス向上の為に見直し・改善を図ります。

○運動器の機能向上（介護予防事業）

- ・高齢者が要支援及び要介護状態となる前の段階で、健康な身体づくりのための筋力アップ体操を実施しています。

○学童保育事業

- ・児童を安全且つ楽しく過ごさせるために、職員個々の意識並びに技術の向上を図ります。
- ・外部研修で学んだ事を内部研修で職員に周知徹底し、現場にフィードバックさせます。
- ・現在のマニュアルが適切かどうか、見やすさ、使いやすさを含めスタッフの意識及びサービス向上の為に見直し、改善を図ります。

○一時預かり事業（自主事業）

- ・学童保育に登録していない保護者の突発的な事由により、託児を希望される児童の一時的預かりを行います。

(3) ふれあい福祉センター

○生活介護事業

○地域活動支援センター

- ・関係機関及び団体との連携、市内各所にパンフレットを常設し、事業のPRを行うことで利用者の増加を図ります。

○児童デイサービス事業

- ・法改正に伴い、4月からは児童発達支援と放課後等デイサービスを一体的に実施する多機能型事業所として運営いたします。
- ・少なくとも3ヶ月に1回程度、療育について保護者と直接会話する機会を作るなど、保護者支援の充実を図ります。

○日中一時支援事業

- ・障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の休息を目的として、一時的な預かりを行います。

◆法人運営

○一般寄付及び香典返し寄付

- ・寄付金の控除がこれまでの所得控除から税額控除となるための手続きを行い、控除が拡大されたことをPRします。
- ・社協だより、商工会議所だより、ホームページの活用を図ります。

○社協会費

○共同募金、日本赤十字社の運営

- ・会費及び寄付金の使途の透明化を図り、会費・寄付金の協力をもとめます。

○指定管理事業

- ・総合福祉センター、ふれあい福祉センター、老人福祉センターの3施設を、利用者のニーズに積極的に応えられるようにサービスの充実を図ります。

◆市民病院内売店の経営

- ・介護用品等販売メニューの拡大を図り、客単価の増加を目指します。
- ・病院内において、移動販売を定期的の実施してまいります。